




修繕	<ul style="list-style-type: none"> ●傷んだ部分の修繕・補修 居室・台所・浴室・トイレなどの屋内全般の修繕・補修（部分補修、模様替え、壁紙の張り替えほか） ●屋根・外壁などの屋外部分の修繕・補修（雨もり対策、雨といの修繕、外壁塗装ほか） ●屋内の給排水・電気配線などの修繕・補修 ●ピッキング被害対策
増・改築	<ul style="list-style-type: none"> ●部屋などの増・改築 部屋の増・改築、浴室やトイレの改造、防音工事、押し入れを収納庫に変更ほか（新築でも対応可）
付帯工事	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅内外の工事・補修 車庫・門扉・フェンス・物置などの工事、各種ペンキ工事、各種コンクリート工事ほか
造園	<ul style="list-style-type: none"> ●庭づくり、手入れ、管理 庭木の手入れ、庭園の管理ほか 

市では、市内の建設業者団体（小平市住宅リフォーム斡旋協会）と協定を結び、安心して発注できる業者や職人を、団体を通じて派遣しています。小さな工事でも受け付けます。

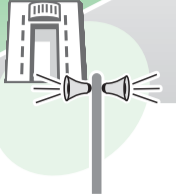
住まいのリフォーム 市内業者のあっせん制度



防災行政無線

防災行政無線とは、地震、集中豪雨、ミサイルの着弾などの災害や危機事象が発生した際に、速やかに避難のお知らせや情報を伝えるための重要な無線放送設備（スピーカー）です。また平時は、防災行政無線の

防災行政無線の新設・移設工事にご協力を



「聞き取りづらい」「空白地域がある」ことが判明しました。この状態を改善するためには、市内に現在の2倍程度の無線子局を新たに設置するとともに、現在設置している無線の移設をしなければなりません。平成25年度の新設・移設場所をお知らせします（下表）。

防災行政無線 新設一覧

設置局名称	ところ	設置局名称	ところ
小平・村山・大和衛生組合	中島町2-1	野中東公園	花小金井2-17-12
さんかく公園	上水新町3-23-1	東部公園プール	花小金井6-13-1
上水公園	たかの台1-1	たかの台東公園	津田町1-17-10
上水本町第6公園	上水本町1-6-6	学園西町地域センター	学園西町2-12-22
上鈴木公園	上水本町2-7-20	ブリヂストンG-MECビル	小川東町3-1-1
小平第十小学校	上水本町4-4-1	緑川北第2公園	仲町245-21
上水中学校	上水南町1-7-1	天神地域センター	天神町1-147
消防団第八分団 半鐘	上水南町3-3	大沼グラウンド	大沼町5-1-1
南堀野中北公園	上水南町3-26-7	小平第八小学校	鈴木町1-355
花小金井南公民館	花小金井南町3-12-6		

防災行政無線 移設一覧

現設置局名称	ところ	新設置局名称	ところ
中島町東公園	中島町34-10	西武信金事務センター	中島町31-20
小川保育園	小川町1-983	小川公民館	小川町1-1012
仲町図書館	仲町145	小平第一中学校	仲町506
小平第三中学校	鈴木町1-311	同一敷地内（南側へ）	鈴木町1-311
花小金井南中学校	花小金井南町1-9-1	花南第1公園	花小金井南町1-17-6

小平消防署 地震 その時10のポイント 地震に備えよう

●地震時の行動
地震が ます身の安全

●地震直後の行動
落ちついて 火の元確認 初期消火

●あわてた行動
けがのもと
窓や戸を開け 出口を確保
門や扉には 近寄らない

官公署だより

で、気軽にご利用ください（左上表参照）。

問合せ 地域文化課 ☎042(346)9519

地震直後の行動

地震直後の行動では、火の始末や、出口を確保するため窓や戸を開けるのは、揺れが収まってからにしましょう。

地震後の行動では、電気ブレーカーを切り、ガスの元栓を締めてから避難するようにしましょう。

問合せ 小平消防署予防課防火管理係 ☎042(341)0119

地震後の行動

●火災や津波 確かな避難
●正しい情報 確かな行動
●確かめ合おう わが家の安全 隣の安否

●協力し合って救出・救護
●避難の前に安全確認 電気・ガス 地震時の行動では、揺れを感じたら、丈夫なテーブルの下や、物が落ちてこない空間に身を寄せ、揺れが収まるまで様子を見ましょう。

正しく保険に加入しましょう 国民健康保険

◆高齢受給者証の窓口負担1割の方は1年間据え置きに
現在、70歳から74歳までの方で、病院などで払う一部負担金の割合が、1割の方は、4月から2割になる予定でしたが、引き続き平成26年3月までの1年間、1割のまま据え置かれることになりました。

4月から使用する高齢受給者証は3月下旬にお送りします。

※3割負担の方は、変更はありません。

◆加入や脱退などの届け出は14日以内に
国民健康保険（国保）に加入するとき、脱退するとき、退職者医療制度への切り替えのときなどは、変更のあった日から14日以内に届け出をしてください。

加入の手続きが遅れると、国民健康保険税（国保税）をさかのぼって納めていただくことになったり、その間の医療費が全額自己負担になったりします。

また、脱退の手続きが遅れ、誤って国保の被保険者証を使って受診す

シルバール 人材センター

◆新入会員説明会
小平市シルバール人材センターでは、市内在住の原則として60歳以上で働く意欲のある方の入会をお待ちしています。定年退職後など、今までの知識や経験を生かして第2の人生を見つけてみませんか。

とき 原則毎月第1水曜日・第3金曜日 午前9時30分から

ところ 小平元気村おがわ東第1会議室（小川東町四丁目2番1号）

国民健康保険の届け出

国保に加入する場合	その他
<ul style="list-style-type: none"> 小平市に転入したとき（前住所で国保に加入していた方） ※原則として在留資格が3か月を超える外国籍の方も対象となります。 職場の健康保険をやめたとき 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき ※健康保険の加入者が75歳になり後期高齢者医療制度に移ったことに伴い、その被扶養者でなくなったときも届け出が必要です。 生活保護を受けなくなったとき 国保加入世帯に子どもが生まれたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 市内で住所が変わったとき（転居） 氏名などに変更があったとき 国保に加入していない世帯主が死亡したとき 保険証をなくしたとき（再発行） 修学のため住所地を離れる方がいるとき^① 住民票を移して施設入所をする方がいるとき^② 退職者医療制度に該当したとき 外国籍の方で、在留期限を変更したとき
国保をやめる場合	
<ul style="list-style-type: none"> 小平市を転出するとき 職場の健康保険などに加入したとき 生活保護を受けることになったとき 死亡したとき 	

格喪失日は、職場などの健康保険に加入した日の翌日、転出日、死亡日です。届け出をした日ではありませんのでご注意ください。

国保は、皆さんの納める国保税で支えられています。

国保税の納付は、便利で忘れのない口座振替をご利用ください。

問合せ 保険年金課 ☎042(346)9529

水道使用の開始・中止など、各種お問合せは 水道局多摩お客さまセンターへ

受付時間 午前8時30分～午後8時（日曜日・祝日を除く）

※漏水事故など緊急の用件は、全日24時間案内します。

引越・契約の変更 ☎0570-091-100（ナビダイヤル）

料金、漏水修繕ほか ☎0570-091-101（ナビダイヤル）
（PHSなどナビダイヤルを利用できない場合は☎042(548)5110へ）

持ち物 年会費2千円、印鑑、郵便局貯金通帳、生年月日・住所が確認できるもの

※小平市シルバール人材センターでは、清掃などの仕事を引き受けま

問合せ 小平市シルバール人材センター ☎042(344)2120